

## 下水汚泥資源の肥料利用に関する重金属・肥料成分等の分析支援及び 大規模案件形成支援事業 募集要領

### 1. 目的

国土交通省では、令和12年までに下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するとの政府目標を達成すべく（食料安全保障強化政策大綱、令和4年12月決定）、自治体が下水汚泥資源の肥料化を検討するためのマニュアルとして、「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）」を公表するなど、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた取組が推進されるよう促してきました。下水汚泥資源の肥料利用の推進については、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、下水汚泥由来肥料の安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組むことととしています。

下水汚泥資源の肥料利用に関する具体的な案件形成を加速するため、令和5、6年度に引き続き、下水汚泥の肥料利用の拡大や新たな取組を検討する下水道管理者に対して、汚泥中の重金属・肥料成分等の分析支援や、汚泥肥料の流通経路の確保に向けた案件形成支援事業を実施します。また、今後の下水汚泥の肥料利用の更なる推進に向け、本支援事業により得られた知見等の活用により、事例の横展開等を図ります。

### 2. 事業内容

#### (1) 下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた重金属・肥料成分等の分析支援事業

分析を希望する下水処理場を選定後、国土交通省の実施する調査業務を通じて、重金属・肥料成分等の分析を行います。選定された下水道管理者に対しては、後日分析結果を送付します。（分析結果については、各季節の分析毎にお知らせします）

#### ① 実施時期・方法

令和7年4月～令和8年1月頃を目途に、季節ごとに計4回程度の重金属・肥料成分等の分析を実施します。選定された下水道管理者は、後日、別途連絡する方法にて分析対象物を提供いただく必要があります（運搬に係る費用は国土交通省にて負担）。また、調査の観点から、追加の分析等について国交省より担当連絡先へ調整のご連絡をさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

#### ② 分析項目

- 重金属等：カドミウム、鉛、クロム、砒素、水銀、ニッケル、亜鉛、銅、石灰を想定。
- 肥料成分：窒素全量、りん酸（全量、く溶性）、加里全量を想定。

#### ③ 募集対象

脱水汚泥、下水汚泥の燃焼灰等のうち、分析を希望する下水処理場を30箇所程度選定することを想定しています。各下水道管理者につき、申請可能な処理場は原則1つまでとします。ただし、燃焼灰については焼却直前の汚泥とともに分析を希望することが可能です。また、下水道管理者が複数の処理場について分析を希望する場合は、調査様式の計画や方針の詳細、または検討状況の欄中に、下水汚泥の肥料利用の検討に関する詳細な内容・スケジュールについて記載し、分析が必要な背景につ

いて記載をお願いします（記載された場合も必ずしも採用となるとは限らない旨予めご了承ください）。また、複数の処理場の希望する場合は、どの処理場について優先して分析を希望するかについても記載をお願いします。

なお、令和5、6年度の事業の支援対象処理場についても応募は可能となっています。

#### ④ 選定

応募のあった下水処理場の中から、以下のポイントを考慮の上、支援対象を選定します。選定にあたり、応募を行った下水道管理者に対して国土交通省から問い合わせを行う場合があります。

- ・ 下水・汚泥処理方式や分析対象物、地域特性等
- ・ 下水汚泥の肥料利用拡大に関する計画・方針の検討状況

#### ⑤ 結果の取扱について

- ・ 支援対象として選定された団体については、団体名を国土交通省のHP等で公表する予定です。
- ・ 本事業で得られた知見については、事前に対象団体と調整の上、処理場名等の情報を除いた形で報告資料として公表することを想定しています。

### (2) 下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業

肥料利用に係る案件形成支援を希望する下水道管理者を選定後、国交省が別途委託する専門家（コンサルタント等）と共に、各地域内における流通経路の確保等に向けた課題解決に向けた検討を支援します。

#### ① 実施時期・方法

令和7年4月～令和8年2月頃を目途に、訪問による会議とオンライン会議を組み合わせ検討支援を行います。

#### ② 実施内容

支援対象となる下水道管理者が持つ課題とニーズに応じ、協議の上、場合によっては農林水産省とも連携しながら必要な調査や会議等の開催を支援します。支援対象は主に流通経路の確保に向けて必要な調査検討とし、施設整備に当たってのフィージビリティスタディや、実証機器の導入等への支援は想定していません。

< 検討支援の実施イメージ（例） >

##### ○初回会議

- ・ 下水道部局や農政部局等、地域内関係部局での下水汚泥の肥料利用に関する方針・計画の確認

##### ○地域内における肥料需要等の調査

- ・ 肥料製造業者、農業関係者へのヒアリング 等

##### ○第2回会議

- ・ 下水汚泥の肥料利用に関する方針、需要等調査結果の共有
- ・ JA等、農業サイドの関係者も交え、汚泥の肥料利用に当たっての課題、今後の取組に関する

## 意見交換会の実施

### ○第3回会議

- ・ 今後の取組・スケジュールの整理

### ③ 募集対象／条件

下水汚泥の肥料利用の取組を検討する下水道管理者を20団体程度選定することを想定しています。募集に当たっての条件は以下の通りです。

- ・ 概ね2030年をめどに、下水汚泥の肥料利用を拡大する方針や意向を有すること（必ずしも現時点で具体的な計画が策定されている必要はありません）。
- ・ 応募に当たっては、肥料政策を担当する農政部局にも事前に情報共有の上、会議等にも参加する方針を確認すること。
- ・ 広域的な汚泥の肥料化、燃焼灰の肥料利用、登録肥料や指定混合肥料の原料として下水汚泥を他の国内肥料資源と組み合わせるスキーム等、モデル性の高い事業については優先的に採択を検討します（これらの検討内容が採択に必須であるというわけではございません）。

なお、令和5、6年度の事業の支援対象団体についても応募は可能となっています。

### ④ 選定

応募のあった下水道管理者の中から、以下のポイントを考慮の上、支援対象を選定します。選定にあたり、応募を行った下水道管理者に対して国土交通省から問い合わせを行う場合があります。

- ・ 下水汚泥の肥料利用拡大に関する計画・方針の検討状況
- ・ 農政部局等との検討体制の構築状況
- ・ 支援を希望する内容

### 3. 事業スケジュール（(1)～(2)の事業共通）

- 令和7年3月19日（水）17時 提出期限（各地方整備局等担当者必着）
- 令和7年4月 選定、結果通知、支援開始
- 令和8年2月頃 結果とりまとめ

### ⑥ 結果の取扱について

- ・ 支援対象として選定された団体については、団体名を国土交通省のHP等で公表する予定です。
- ・ 本事業で得られた知見については、事前に対象団体と調整の上、個人情報を除いた形で報告資料として公表することを想定しています。

### 4. 費用負担

(1)、(2)の支援業務の実施に当たっては、基本的に地方公共団体の費用負担はありません（通常想定される内容以外の支援を希望する場合を除く）。分析対象物や検討に必要な資料の提供、地域内関係者との調整等については地方公共団体にて実施をお願いします。

### 5. 応募書類

様式1及び様式2のうち、希望する事業の応募申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。

## 6. 応募書類の提出方法（(1)～(2)の事業共通）

### （1） 提出方法

応募書類は以下の形態により、電子メールにより提出してください。

- ・様式1 応募申請書：Microsoft Excel 形式
- ・様式2 応募申請書：Microsoft Excel 形式

### （2） 提出先

支援を希望する各市町村下水道担当者は、期限までに、各地方整備局等担当者に別添応募申請書を電子ファイルで提出してください。

各都道府県下水道担当課におかれましては、支援を希望する所管の流域下水道分及び期限までに提出された管内の市町村分を取りまとめの上、地方整備局下水道担当者にご提出ください。

### 問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課：吉松

TEL:03-5253-8691 E-mail:yoshimatsu-t2ha@mlit.go.jp

以上